

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月

私の申立期間の国民年金保険料は、A社会保険事務所(当時)で妻と二人分の保険料を納付したはずである。

申立期間について、私の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻の過年度保険料の納付書が届いたため、二人でA社会保険事務所に出席し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立期間に係る申立人の妻の国民年金保険料は、オンライン記録において平成4年3月9日に納付されていることが確認でき、A年金事務所は申立期間当時の取扱いについて、「夫婦二人で来所した時は、二人の年金加入記録を確認し、配偶者の加入及び納付の勧奨を行っていた。過年度保険料についても窓口で加入手続及び過年度保険料の現金領収をすることは可能であった。」と回答している上、申立人が申立期間の国民年金保険料として納付したと主張する金額は、申立期間当時の国民年金保険料額と一致していることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、オンライン記録によると、平成16年以降の申請免除及び半額免除については夫婦同一の記録となっているところ、これについて申立人は、当該期間の免除手続等とは別に夫婦一緒に社会保険事務所に行って申立期間の保険料を納付した記憶が明確にあると供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和51年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月16日から51年1月16日まで

私は、昭和39年3月12日から59年8月16日までの期間においてA社に勤務していたが、ねんきん定期便では、A社B支社から同社C事業所に異動した51年1月16日の厚生年金保険被保険者資格喪失日が、50年12月16日と記録されている。入社から退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険料も途切れることなく控除されていたので、A社B支社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を51年1月16日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が昭和39年3月12日から59年8月15日までの期間においてA社に継続勤務し（昭和51年1月16日にA社B支社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和50年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が「昭和 50 年 12 月 16 日」として届け出されていることが確認できるところ、事業主は、「申立人の申立期間の厚生年金保険料は控除しており、資格喪失日を昭和 51 年 1 月 16 日として届け出るべきところ、誤って 50 年 12 月 16 日として届け出た。」と認めていることから、事業主が資格喪失日を 50 年 12 月 16 日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和45年9月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、49年9月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月から46年9月までは2万8,000円、46年10月から47年8月までは3万9,000円、47年9月から48年8月までは4万5,000円、48年9月から49年7月までは5万6,000円、49年8月は6万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月16日から49年9月16日まで

私は高等学校卒業後、A事業所に就職し、その後B事業所の採用試験を受験し入社した。

B事業所では約3年間勤務し、結婚後退職したが、年金事務所の記録では当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所はC社のグループ会社であることが確認できるところ、同社から提出された労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてB事業所に勤務していたことが確認できる。

また、C社が作成し、保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳には、申立人が申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を昭和45年9月16日に取得した後49年9月16日に喪失していることが確認できるとともに、当該期間における定時決定及び随時改定の記載が確認できる。

さらに、C社の現在の担当者は、申立期間当時、社会保険事務所で使用され

ていたC社に係る被保険者整理番号は、C社保管の健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳に記載された社員番号で管理されていた旨供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の前後4人の整理番号と前述の社員番号が一致していることが確認できるとともに、C社の回答により、当該4人の被保険者資格取得日は、当該事業所における採用日と一致していることが確認できることから判断すると、当該事業所は採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、前述の健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳に記載された申立人の社員番号に係る整理番号が欠落していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年9月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、49年9月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、C社が管理する申立人に係る健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳の記録により、昭和45年9月から46年9月までは2万8,000円、46年10月から47年8月までは3万9,000円、47年9月から48年8月までは4万5,000円、48年9月から49年7月までは5万6,000円、49年8月は6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私は、国民の義務として20歳で国民年金に加入し保険料を納付してきたが、年金事務所の記録では、昭和47年4月から50年3月までの3年間の国民年金保険料が、未納とされていることが分かった。この未納とされている3年間については、母が私の国民年金の加入手続きを行い、最初の保険料を納付してもらったが、その後は自分で近所の集金人に納付した記憶がある。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が私の国民年金の加入の手続きを行い、最初の保険料を納付組合の集金人に納付し、その後は自分で集金人に納付した。」と主張しているところ、通常、納付組合の集金人には、現年度保険料しか納付できないにもかかわらず、特殊台帳では、申立期間直前の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料が47年12月14日に過年度納付(46年3月から同年7月までの保険料については61年1月13日に還付済み)されていることが確認でき、申立人の主張と相違している。

また、オンライン記録から、申立人の妻も申立期間の納付記録は未納であり、申立期間直後の昭和50年4月から国民年金保険料を納付し始めていることが確認できる。

さらに、申立期間は36か月間と長期間であるとともに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれ

たとするその母親は疾病等により聴取することができず、申立人宅に集金に来ていたとする集金人は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から52年3月まで

私の国民年金手帳に、被保険者になった日として「昭和49年9月1日(強)」と役所が記入しているので、納付書をもっていただければ保険料を納付しないはずがない。当時、納税組合に入っていたので保険料を納付しなければ他の人に迷惑をかけるし、班内で集金していたので必ず納付していた。昭和51年には納税組合長もしていたので自分が納付しないことはあり得ないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月30日以降に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「当時は、納税組合に加入していたので、国民年金保険料を班内の集金で納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付可能な申立期間のうち、昭和50年7月から52年3月までの保険料は過年度保険料となり、金融機関等において納付することは可能であったものの、申立期間当時、納税組合では現年度保険料しか納付することができず、過年度保険料を納付することはできなかったものと考えられることから、申立人の主張には不自然さが見られる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民

年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から4年3月まで

申立期間当時、私は独身で学生であったが、私の母が、私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。平成20年9月に届いたねんきん特別便では、申立期間が未納になっていたため調査依頼したところ、21年8月に届いた「被保険者記録照会回答票」では納付済みとされていた。しかし、その後届いたねんきん定期便では申立期間が未納のままだったので、「ねんきん定期便専用ダイヤル」に電話して確認したところ、「被保険者記録照会回答票で納付済みの回答をしておき、その反映が遅くなっているだけだ。」との回答であった。

その1年後に届いたねんきん定期便でも、平成21年8月に届いた「被保険者記録照会回答票」と「ねんきん定期便専用ダイヤル」担当者の回答が反映されておらず、申立期間が未納のままであったため、年金事務所で確認してもらったところ、「申立期間の納付は確認できない。」との回答であった。

しかし、「被保険者記録照会回答票」と、「ねんきん定期便専用ダイヤル」の担当者の回答では、申立期間が納付済みであるとのことだったので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していたA市において、申立期間中、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる記録が無い上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、同市の電算記録において、申立人が厚生年金保険被保険者資格喪失に伴い国民年金加入手続を行った平成11年5月に、申立期間に遡って国民年金被保険者期間が追加されていることが確認でき、その時点においては、申立期

間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人は、「母が加入手続きをし、保険料を納付してくれていたと思う。」と主張しているものの、申立人の母親が申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親も既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等を確認することができない。

加えて、同居していたとする申立人の姉についても、オンライン記録から、平成8年に昭和63年4月に遡って資格取得処理されていることが確認でき、それまでは国民年金の未加入期間であったことを踏まえると、申立人の母親が、申立人のみ申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとは考え難い。

なお、申立人が主張する、「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」と、「被保険者記録照会回答票」等の齟齬^{そご}については、「被保険者記録照会回答票」の場合、納付済月数に作成年度末までの第3号被保険者期間を納付済期間として算入していることにより生じたものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月 15 日から 31 年 6 月 9 日まで
② 昭和 35 年 7 月 15 日から 36 年 3 月 15 日まで

私は、昭和 30 年 1 月に、それまで勤務していた事業所を退職し、同年 1 月 15 日に A 県に所在した B 社に入社した。B 社には、33 年 1 月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 31 年 6 月 9 日とされている。

また、昭和 35 年 6 月頃、当時勤務していた C 社が所有する事業所の閉鎖が近くなったので、同社を退職し、同年 7 月 15 日に数人の同僚とともに D 社に入社した。D 社には、37 年 8 月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 36 年 3 月 15 日とされている。

両申立期間において勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 30 年 1 月 26 日に B 社の所在する A 県 E 町に転居していることは確認できる。

しかしながら、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等によると、B 社は昭和 38 年 11 月に既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の人事記録等の関連資料は残されていないため、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、申立人は、「私は、私の親族と一緒に B 社で勤務していたが、当該

親族は昭和 25 年半ばから同事業所で勤務していたと思う。」と供述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該親族は、昭和 26 年 10 月 1 日に申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人は、B社における同僚の氏名を記憶していない上、連絡先が判明した同僚も申立人について記憶していない旨回答していることから、申立人の申立期間①における申立事業所での勤務実態等について確認することができない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、B社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 31 年 6 月 9 日と記録されており、オンライン記録及び前述の被保険者名簿と一致し、申立期間①において申立人の氏名は確認できない。

2 申立期間②について、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 35 年 7 月 2 日にD社の所在するF市に転居していることは確認できる。

しかしながら、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等によると、D社は昭和 37 年 8 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時の人事記録等の関連資料は残されていないため、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、C社の所有する事業所の閉鎖が近くなったので、同社を退職し、数人の同僚とともにD社に入社した旨を供述しているところ、C社及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②の前後において、申立人と同様にC社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、D社において同資格を取得している同僚が複数確認できるが、当該同僚はいずれも資格喪失から再取得までに相当程度の期間があることが確認できる。

さらに、申立人は、D社における同僚の氏名を記憶していない上、前述の同僚は既に死亡しているか又は連絡先不明であることから、申立人の申立期間②における申立事業所での勤務実態等について確認することができない。

加えて、前述の申立事業所に係る被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 36 年 3 月 15 日となっており、オンライン記録とも一致しており、申立期間②において申立人の氏名を確認することができない。

3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月頃から 46 年 7 月頃まで

私は、申立期間において、A 県 B 市に所在した C 社に勤務していた。年金事務所の記録では、同社に二度目に勤務した期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できるのに、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間に C 社に勤務していたことは間違いなく、当時の同僚を何人か記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び C 社における同僚の供述から、申立人が申立期間のうち昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年 6 月 8 日までの期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社は、「申立期間当時の社会保険に係る資料及び賃金台帳等は保管していない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者について、厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の被保険者記録が符合していない者が複数見受けられる上、複数の者が、当時試用期間があった旨供述していることなどから判断すると、申立事業所では、従業員について必ずしも全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和48年7月1日に被保険者資格を取得し、49年2月1日に同資格を喪失していることが確認できるのみで、申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 10 月 16 日から同年 12 月 1 日まで
② 平成 10 年 12 月 1 日から 16 年 2 月 26 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成 10 年 12 月 1 日とされているが、当該期間に同社に勤務していたことは事実であるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、同社に勤務していた申立期間②に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、当該期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管する出勤簿により、申立人が、平成 10 年 10 月 26 日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、同社は、「従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、試用期間経過後に加入させていた。」と供述しているところ、同社が保管する人事記録で確認できる同僚の採用日とオンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致しておらず、おおむね採用日の2か月

後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、事業主は、当時、従業員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

A社は、「全期間について、給与支給額より低い金額の報酬月額を社会保険事務所（当時）に提出し、全期間について、標準報酬月額に見合う保険料を控除した。」と供述しているところ、同社が提出した賃金台帳において確認できる、報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。